

令和 8 年 度
総 会 資 料



戸田市立笹目小学校 P T A

総会資料目次

P.1	議事
P.2	令和 7 年度 事業報告
P.3	令和 7 年度 決算報告並びに監査報告
P.4	周年事業積立金について
P.5	PTA 会則の一部改正について（案）
P.6	令和 8 年度 P T A 役員（案）
P.7	令和 8 年度 事業計画（案）
P.8	令和 8 年度 予算（案）
P.9～P.13	笹目小学校 PTA 会則及び内規（案）

戸 田 市 民 憲 章

わたくしたちは、豊かな荒川の流れと、うるわしい武蔵野の大地をふるさととする戸田市民です。

わたくしたちは、このまちに誇りと責任をもち、夢と希望のある戸田市をつくるため、この憲章をさだめます。

わたくしたち戸田市民は
心をみがき、体をきたえましょう
明るくうるおいのある家庭をつくりましょう
話し合い、助け合いの輪をひろげましょう
自然をまもり、すみよい環境をつくりましょう
教養と文化をたかめ、みのりを未来にのこしましょう

議 事

- | | |
|---------|---------------------|
| 第 1 号議案 | 令和 7 年度 事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 7 年度 決算報告並びに監査報告 |
| 第 3 号議案 | PTA 会則の一部改正について（案） |
| 第 4 号議案 | 令和 8 年度 PTA 役員（案） |
| 第 5 号議案 | 令和 8 年度 事業計画（案） |
| 第 6 号議案 | 令和 8 年度 予算（案） |

令和7年度 事業報告

	役 員	市P連	会員ボランティア
4月	会員名簿作成		
5月	12 プール清掃 24 新旧役員引継ぎ 運動会受付及び片付け手伝い	21 新旧会長会	12 プール清掃 24 運動会片付け手伝い
6月	10 役員会	5 会長会 20 市P連総会	
7月	補助金申請（生涯学習課） 銀行口座代表者変更 PTA会費入金	7 会長会	
8月		28 会長会	
9月	14 役員会	22 会長会	
10月	6 校内トイレ清掃 8 学年監査	31 会長会	6 校内トイレ清掃
11月	1 音楽会受付 12 校内トイレ清掃 17 給食試食会		12 校内トイレ清掃 17 給食試食会
12月	23 校内トイレ清掃	14 劇団四季 ライオンキング鑑賞会	23 校内トイレ清掃
1月	卒業記念品購入事務	23 会長会	
2月	入学説明会資料作成		
3月	23 学年監査	7 市P連役員交流会 18 会長会	

令和 7年度 決算報告書



<歳入の部>

戸田市立笹目小学校PTA (単位 円)

項 目	予算額	決算額	増減	摘 要
前年度繰越金	811,080	811,080	0	
会費	164,000	146,560	17,440	(136世帯+職員11名)×1,000- (振込手数料) 440円
市助成金	212,720	212,720	0	児童252名×360円+122,000円(市均等割)
雑収入	600	2,355	-1,755	預金利息 前年度未入金分 給食試食会費 (@275円×1名)
合計	1,188,400	1,172,715	15,685	

<歳出の部>

項 目	予算額	支払額	差引残高	摘 要
会議費	10,000	2,000	8,000	コンパル年会費
事務印刷費	40,000	220	39,780	事務用ファイル
負担費	60,000	23,856	36,144	市P連会費、市P連団体保険料
慶弔費	40,000	19,492	20,508	PTA会員慶弔費、退任役員記念品
渉外費	70,000	11,000	59,000	市P連懇親会
祝記念品費	70,000	68,325	1,675	卒業記念品、1年生名札、氏名印
環境協力費	100,000	579,600	-479,600	パイプ椅子(40脚) 卒業式、入学式お花代
執行部費	80,000	16,775	63,225	役員会議費用、ボランティア活動参加者お礼品
予備費	68,400	50,765	17,635	給食試食会費、イベント活動用ビブス
特別事業費	50,000	50,000	0	周年事業積立金
工事準備費	400,000	0	400,000	
事業費	200,000	0	200,000	
合計	1,188,400	822,033	366,367	

<残高の部>

歳入 1,172,715円 - 歳出 822,033円 = 350,682円は、令和8年度会計へ繰り越します。

令和7年度決算について上記の通り報告いたします。

戸田市立笹目小学校PTA会長 大澤 亮介

戸田市立笹目小学校PTA会計 石井 悠

上記について監査の結果、相違ないことを認めます。

戸田市立笹目小学校 会計監査 三坂 秀章



周年事業積立金

令和 7 年度戸田市立笹目小学校PTA周年事業積立金について、積立金の増減及び残高は以下の通り報告します。

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	預貯金利息	期末残高
積立金	102,713	50,000	0	183	152,896

金融機関	巣鴨信用金庫西戸田支店
口座種別	普通 3213057
年度末残高	152,896円

PTA 会則の一部改正について（案）

1. 説明

現在の会則では、会費を「1 世帯あたり年間 1,000 円」と定めておりますが、世帯ごとの児童数に関わらず一律である点や、今後の持続可能な活動費のバランスを考慮し、このたび「児童 1 人あたり（および教職員 1 人あたり）年間 300 円」への改定を提案させていただくこととなりました。

2. 主な変更の理由

公平性の確保と負担軽減: ご家庭の児童数に応じたより公平な負担割合へと見直し、同時に多くのご家庭で年間負担額が軽減されるよう、1 人あたりの金額を一律 300 円といたしました。

教職員の規定明確化: 学校と PTA が一体となって子どもたちを支えるため、教職員の会費負担（1 人 300 円）についても条文内に明記いたしました。

3. 変更内容（第 17 条の改定）

会費の徴収基準と金額を以下のように変更いたします。

- **現行:** 1 世帯あたり 年間 1,000 円
- **改正案:** 児童 1 人につき 年間 300 円 / 教職員 1 人につき 年間 300 円

【ご家庭ごとの年間会費のイメージ】

お子様の人数によって、以下のように変わります。

- お子様が 1 人 のご家庭： 1,000 円 ⇒ **300 円**（700 円の減額）
- お子様が 2 人 のご家庭： 1,000 円 ⇒ **600 円**（400 円の減額）
- お子様が 3 人 のご家庭： 1,000 円 ⇒ **900 円**（100 円の減額）

4. 第 17 条 現行条文と改正案の比較

第 4 章 経 理

【現行】

第17条 本会の経費は会費、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は1世帯原則年間1,000円とする。
- 3 特別な事態が起きたときは、当該年度の会費の金額を変更する場合もある。

【改正】

第17条 本会の経費は会費、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は1 **世帯原則** 児童につき、年間 ~~4000~~ 300 円とする。また教職員は1人300円とする。
- 3 特別な事態が起きたときは、当該年度の会費の金額を変更する場合もある。

令和 8 年度 P T A 役員（案）

顧 問 杉森 雅之（校長）

顧 問 萩原 亜希子（前会長）

会 長 大澤 亮介

副会長 萩原 幸代

副会長 石井 悠

副会長 北堀 伸雄

副会長 富田 さやか（教頭）

会 計 宮迫 裕子

会計監査 三坂 秀章

令和8年度 事業計画（案）

	役 員	市P連	会員ボランティア
4月	役員会	新旧会長会	
5月	会員名簿作成 23 運動会受付及び片付け手伝い	会長会	23 運動会受付及び片付け手伝い
6月	役員会 補助金申請（生涯学習課）	市P連総会	
7月	校内トイレ清掃	会長会	校内トイレ清掃
8月	PTA会費集金		
9月	給食試食会	会長会	給食試食会
10月	校内トイレ清掃 学年監査 31 音楽会受付		校内トイレ清掃
11月			
12月	校内トイレ清掃	会長会	校内トイレ清掃
1月	卒業記念品購入事務 給食試食会	会長会	給食試食会
2月	校内トイレ清掃 入学説明会	市P連役員交流会	校内トイレ清掃
3月	学年監査	会長会	

令和8年度 予算（案）

<歳入の部>

戸田市立笹目小学校PTA （単位 円）

項 目	予算額	前年度予算	増減	摘 要
前年度繰越金	350,682	811,080	-460,398	
会費	53,700	164,000	-110,300	（会員児童165人+職員14名）×300円
市助成金	210,560	212,720	-2,160	児童246名×360円+122,000円(市均等割)
雑収入	500	600	-100	預金利息
合 計	615,442	1,188,400	-572,958	

<歳出の部>

項 目	予算額	前年度予算 額	増減	摘 要
会議費	2,000	10,000	-8,000	コンパル年会費、 他
事務印刷費	10,000	40,000	-30,000	印刷機インク、コピー用紙 他
負担費	25,000	60,000	-35,000	市P連会費、市P連保険料
慶弔費	20,000	40,000	-20,000	職員慶弔、役員記念品 他
渉外費	10,000	70,000	-60,000	市P連懇親会費他
祝記念品費	70,000	70,000	0	入学祝品（名札・名前ゴム印）卒業記念品
環境協力費	200,000	100,000	100,000	環境整備代（入学式・卒業式壇上花 等）
執行部費	30,000	80,000	-50,000	来賓配布用封筒、お礼品 他
予備費	198,442	68,400	130,042	子供たちが楽しく学校生活を送れるように資金を充てる
特別事業費	50,000	50,000	0	周年事業積立金
工事準備費	0	400,000	-400,000	工事予定なし
事業費	0	200,000	-200,000	特別な事業の予定なし
合計	615,442	1,188,400	-572,958	

戸田市立笹目小学校PTA会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は戸田市立笹目小学校PTAと称し、事務所を戸田市立笹目小学校内におく。

（目的）

第2条 本会は民主教育の推進母体となり、学校教育の推進充実と会員相互の修養と親睦をはかることを目的とする。

（方針）

第3条 本会は次のような方針にもとづいて活動する。

- （1）教育を本旨とする。自主独立の民主団体で他の支配や干渉を受けない。
- （2）第2条の目的達成のため活動するが、学校管理や教職員の人事には干渉しない。

（事業）

第4条 本会は第2条にある目的を達成するため下記の事業を行う。

- （1）学校教育の民主運営の達成に協力
- （2）教育問題の研究調査並びに討議
- （3）学校と家庭、地域との緊密な連絡提携
- （4）学校教育の環境整備と校外指導の徹底
- （5）児童・教職員・保護者等の慶弔
- （6）その他必要と認められる事業

第2章 会員及び役員等

（会員）

第5条 本会は笹目小学校児童の保護者及び教職員を以って組織する。

（入退会）

第6条 本会への入会は任意とし、会員は定められた下記の手続きに則り、いつでも本会を入退会できる。

- （1）本会へ入会しようとする者は、会長に入会届を提出しなければならない。
- （2）本会を退会しようとする者は、会長に退会届を提出しなければならない。ただし、保護者である会員が監護する全ての児童が笹目小学校に在籍しなくなった場合は、本会を退会したものとみなす。

（非会員）

第7条 本会は、本会への入会資格を有する保護者が本会に入会しない場合であっても、下記のような合理的な配慮を行う。

- （1）当該保護者が監護する児童に対して、不当な差別的取り扱いを行わない。
- （2）当該保護者に対して、本会の活動に要する費用でかつ当該保護者が合理的に負担すべき費用を請求できる。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1 名
- 副 会 長 若干名(教頭を含む)
- 会 計 若干名
- 会計監査 1 名以上

（顧問）

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問の選出は役員会の同意を得て選出する。

(選出)

- 第10条 本会の役員は次の方法で選出し、すべて総会の承認を得る。
- (1) 会長、副会長、会計、会計監査は役員で候補者を推薦する。
 - (2) 役員は、会長、副会長、会計、会計監査によって構成される。

(任務)

- 第11条 役員の任務は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 会計は経理を司る。
 - (4) 会計監査は本会の会計を監査する。

(任期)

- 第12条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

- 第13条 本会の会議は総会及び役員会とし、本会の議事は出席人数の2分の1以上の承認を経て決定する。

- 第14条 本会は春季1回通常総会を開く。但し会員の3分の1以上の要求または会長の必要と認める時は臨時総会を開くことができる。総会は、事業の計画、活動報告、予算、決算の審議承認、役員の選出、会則の改正ならびにその他議案の審議決定をする。

(構成)

- 第15条 会議の構成は次の通りとする。
- (1) 役員会は会長、副会長、会計、会計監査で構成し、随時開催する。

(招集)

- 第16条 会議は会長が招集する。

第4章 経 理

- 第17条 本会の経費は会費、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会費は1児童につき、年間300円とする。また教員は1人300円とする。
 - 3 特別な事態が起きたときは、当該年度の会費の金額を変更する場合もある。

- 第18条 本会経理の支出内規については役員会で定める。

- 第19条 決算は毎年行い、会計監査はこれを監査する。

- 第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 個人情報保護

- 第21条 本会の事業を円滑に運営するため、必要とされる個人情報を「個人情報取扱規定」として、別途定めるものとする。

第6章 附 則

第22条 会則の改廃は総会の議決による。

第23条 本会則は昭和25年4月1日施行。

（一部改正）平成9年5月9日

平成13年5月11日

平成15年5月8日

平成16年3月2日

平成17年5月18日

平成18年5月19日

平成19年5月18日

平成21年5月15日

平成22年5月14日

平成23年5月13日

平成25年5月10日

平成26年3月5日

平成29年5月12日

平成30年5月11日

平成31年5月10日

令和2年5月21日

令和3年5月12日

令和4年5月24日

令和5年6月14日

令和7年7月11日

内 規

（慶弔内規）

1. 会則第4条第5項の慶弔について以下とする。

項 目	条 件	金 額
1. 結婚・出産	・教職員及び教職員の配偶者	5,000 円
2. 災害見舞金	・保護者及び教職員	5,000 円
3. 病気・事故見舞金	・児童に限る。（入院 7 日以上）	3,000 円
4. 死亡香料	・教職員（本人・配偶者及び一親等親族）	5,000 円
	・児童	5,000 円
	・保護者	5,000 円

以上のほか、会長が認めた場合別途役員会にはかり決定することができる。

（表彰内規）

2. 会長は必要と認めた場合、役員会にはかりこれを表彰することができる。但し、役員を対象とする。

（PTA活動における会員の安全確保）

3. 第4条に伴う活動における会員の安全を確保するため、埼玉県PTA連合会の指定する保険に加入する。この負担金は、会費の中より支出する。

（経費支出）

4. 第17条の本案の経費は、10,000 円以上の支出をする場合会長の承認を必要とし、10,000 円未満の場合は、会計の責任において支出する。

（地域連携）

5. 第4条第3項及び第4項について

- （1）児童の健全育成という観点から、学区内の子供会育成会との協力体制を維持する。
- （2）児童の安全、地域教育という観点から、学区内町会、学校応援団との協力体制を維持する。
- （3）事前要請があれば、必要に応じて、各諸団体代表者もしくは代理者は、理事会に出るものとする。但し、議決権は無いものとする。

附則 本内規の改廃は、役員会にて承認を受け決定する。 平成22年5月14日施行

（一部改正）平成23年5月13日

平成26年3月5日

平成29年5月12日

平成31年5月10日

令和2年1月15日

令和3年2月17日

令和4年5月12日

令和7年7月11日

笹目小学校PTA出張及び交通費等に関する申合せ

1. 会員が会の活動のために戸田市外に出張する場合、それに要した交通費・研修参加費・資料費等は、会が実費を負担する。
2. 交通費は、電車・バス等の公共交通機関を原則とするが、その他の交通手段を利用した場合は、役員会にてその都度協議する。
3. この申合せの改廃は、役員会にて承認を受け決定する。 平成23年5月13日施行
(一部改正) 平成27年5月16日
平成31年3月7日
令和2年1月15日
令和2年1月15日
令和7年7月11日

戸田市立笹目小学校PTA 個人情報取扱規定

(目的)

- 第1条 この個人情報取扱規定は、戸田市立笹目小学校PTA（以下「本会」とする。）が、取得・保有する個人情報の適正な取扱方法を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法の改訂・施行（平成29年5月30日）に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報はあらかじめ本人の同意を得るものとする。

(個人情報の習得および周知)

- 第3条 本会が取り扱う個人情報及び利用については、PTA会長に書面で提出された氏名、電話番号、その他必要とするものとする。但し、総会資料または通知により会員に周知する情報は、氏名のみとする。

(利用目的)

- 第4条 本会では個人情報を、会費請求、管理等のための連絡および文書等の送付、役員名簿等の作成、組織の円滑な運営のために利用する。

(管理および削除)

- 第5条 個人情報は、PTA会長が適正に管理し、執行部役員が取り扱うものとする。また、文書は施錠できるところに保管し、電子データについてはパスワードを設定する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。削除をもちめられたときは、これに應ずる。

附則 本規定の改定は、役員会にて協議し改定する。 平成30年7月17日から施行。

(一部改正) 令和2年1月15日
令和7年7月11日

＜問い合わせ 戸田市立笹目小学校PTA 会長＞